

# ニトリパブリック 海外募集型企画旅行条件書

お申し込みの際には、必ずこの旅行条件書をお読みください。

## 1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社ニトリパブリック(東京都北区神谷 3 丁目 6-20、観光庁長官登録旅行業第 1952 号、以下「当社」といいます)が企画および募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社が募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレット(以下「パンフレット等」といいます)旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)および当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)等によります。

(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に絞って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行のお申込み

(1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として取り扱います。

(2)当社は電話、郵便及びファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け付けることがあります。この場合、契約はお申込みの時点では成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、当社はお申込みがなったものとして取り扱う場合があります。(ご出発まで一定以上の日数がない場合、お電話でのお申込みをお断りさせていただく場合があります)

(3)申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部または全部として取り扱います。また第 5 項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

### 申込金(おひとり)

旅行代金の20%以上旅行代金まで

※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

(4)お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社は、お客様の承諾を得てキャンセル待ちとして登録し、予約可能となるよう手配努力することがあります。この場合でも当社は申込金を「預かり金」として申受けます。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの解除のお申出があった場合、または結果として予約ができなかった場合は、当社は当該お預かり金を全額払い戻します。

## 3. 団体・グループ契約

(1)当社は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

(2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。

(3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。

(4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 4. 申込条件

(1)20 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は親権者の同行条件とさせていただく場合があります。

(2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申出ください。当社は可能な限り適切な範囲内でこれに応じますが、医師の健診証書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただくか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

(4)お客様のお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担とさせていただきます。

(5)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るために必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

(6)お客様のお申出による別途料金は原則としてできません。ただし当社が手配旅行契約で別途料金をお支払いいただく条件でお受けすることもあります。

(7)お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定期日等の連絡が必要です。

(8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。

(9)外国籍のお客様は別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申出ください。

(10)お客様が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業又は暴力団等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11)お客様が、当社に対する暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(12)お客様が、風説を流し、偽証を用いたりは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(13)その他当社の業務上の都合により、ご参加をお断りする場合があります。

## 5. 契約の成立

(1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

(2)契約書面(パンフレット、旅行条件書、申込書控え等)と最終日程表(集合時間・場所・運送機関・宿泊機関等に関する確定情報を記載したもの)をお渡しします。第 2 項(2)の郵便およびファクシミリその他の通信手段によるお申込みの場合、旅行契約は申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する旨を記載したときに成立いたします。

(3)最終旅行日程表は旅行開始日の前日までに交付いたします。当社は、旅行開始日の 7 前日前までにお渡しできるよう努力しますが、ピーク等においては遅れる場合があります。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 前日に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に最終日程表を交付する場合があります。

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日より前に旅行代金全額をお支払いいただきます。また 21 日目にあたる日以降にお申込みの場合は、お申込み時点または旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

## 7. お支払い対象旅行代金

お支払い対象旅行代金は、パンフレット等の旅行代金に追加代金を加え、割引代金を差し引いた金額をいいます。この合計金額は「申込金」、「取消料」、「変更補償金」を算出する際の基準となります。

書面及び道法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(燃油サーチャージ等は含みません)、パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合を除く)また、パンフレット内でファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。

(2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・港と宿泊場所、旅行日程における運送機関の運賃)

(3)旅行日程に明示した観光料金(バス料金等・ガイド料金・入場料等)

(4)旅行日程に明示した宿泊料金およびサービス料金(パンフレット等に特に別途の記載がない限り 2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を基準とします)

(5)旅行日程に明示した食事料金(機内食は除外)および税・サービス料金

(6)添乗員同行コースの添乗員の同行費用

※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしました。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

第 8 項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

(1)超過荷物料金(各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について)

(2)クリーニング代、電話代、チップ、その他追加飲料等個人の諸経費およびそれに伴う税・サービス料

(3)傷害、疾病に関する医療費

(4)渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・証紙料金・査証料・予防接種料金・渡航手続代に対する旅行業務取扱料金等)

(5)日本国内における自宅から発着空港等集合・解散集合までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了日当日の宿泊費

(6)荷物手配の運搬料金お一人様スープケース 1 個の手荷物運搬料金(お一人様 20kg 以内が原則となります)が、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは担当者にお問合せください。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に委託手続きを代行するものです。

(7)日本国内の空港施設使用料、旅行日程中の各国空港税・出入国税などの空港諸税

(8)オプショナルツアー(別途料金の小旅行)の料金

(9)その他パンフレット等内で「○○料金」と称するもの

(10)運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)

(11)宿泊機関が課す諸税

## 10. 追加代金及び割引代金

(1)第 7 項いう「追加代金」が、以下の代金をいいます。(あらかじめ旅行代金に含めて表示した場合を除きます)

ア 1 人部屋を使用される場合の追加代金

イ ホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金

ウ 「食事なし」コース等を基本とする「食事付き」コース等との差額代金

エ ホテルの宿泊延長のための追加代金

オ 航空会社指定期をした場合の追加代金

カ 航空座席のクラス変更に要する運賃差額

キ その他パンフレット等で「○○追加代金」と称するもの

(2)第 7 項いう「割引代金」は、以下の代金をいいます。パンフレット等で「○○割引代金」と称するもの。(あらかじめ、割引後旅行代金を設定した場合を除きます)

## 11. お客様が出発までに実施する事項

(1)ご旅行に要する旅券の取得および残存有効期限の確認・査証・再入国許可および各種證明書の取得および出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は所定の料金を申受け、別途契約として渡航手続料金の一部または全部の代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてそのままの責任は負いません。なお、当社以外の旅行業者に渡航手続きを依頼された場合は、渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該取扱旅行業者となります。

(2)渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ(<http://www.fwtrt.go.jp/>)でご確認ください。

(3)渡航先(国または地域)によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、お申込みの際、予約担当者にお問い合わせください。外務省「外務省海外安全ホームページ」(<http://www.onzen.mofa.go.jp/>)外務省海外安全相談センター: 03-5501-8162 までご確認ください。

## 12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても天災地変、戦闘、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめやさしく当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程・旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合はおいてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(3)第 12 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブック)による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 14. お客様の交替

(1)お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に「記入のうえ、1 人あたり 1 万円の手数料をお支払いいただけます。ただし、当社は、業務上の都合により、お客様の交替をお断りする場合があります。

(2)旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾しかつ手数料を受理したときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。

## 15. 旅行契約の解除・払い戻し

(1)旅行開始前

①お客様の解除権

ア お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除の申出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします。(お申出の日により取消料の額が差し生じることもありますので、お申込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも必ずご確認をお願いいたします)

イ 旅券・査証その他の渡航手続き上の事由および各種ローンの取扱手続きによる旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象になります。

ウ お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

ア 第 12 項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 23 項(旅館保証)別表左側に掲げるものの、その他の重要なものである場合に限ります。

б 第 13 項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

с 天災地変、戦闘、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の不可能となるおそれが極めて大きい時。

д 当社がお客様に対し、第 5 項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡さできなかったとき。

е 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。

ж 当社は本項「(1) ①ア」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(申込金)から取消料を差し引き、払い戻しをいたしました。

о 取消料

旅行契約の取消日	(注1) 特定期に開始する旅行	特定期に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日前以降 ~ 31 日前以前	旅行代金の 10%	無料
30 日前以降 ~ 3 日前以前	旅行代金の 20%	
2 日前(前々日) ~ 当日の旅行開始前	旅行代金の 50%	
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%	

(注1)特定日 : 4 / 27 ~ 5 / 6, 7 / 20 ~ 8 / 31, 1 / 2 / 20 ~ 1 / 7  
○貸切航空機(チャーター機) 利用等の取消料

旅行契約の取消日 (旅行開始日の前日から起算して)	取消料
60 日前以前 ~ 31 日前以前	旅行代金の 20%
30 日前以前 ~ 21 日前以前	旅行代金の 50%
20 日前以前 ~ 4 日前以前	旅行代金の 80%
3 日以前	旅行代金の 100%

## ②当社の解除権

ア お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項「(1) ①ア」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ 次の項目に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することができます。

а お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことがあります。

б お客様が病気、あるいは必要な介助者の不在等その他の事由により、当該旅行に耐えられない」と認められたとき。

с お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の規律を妨げるのであると認められたとき。

д お客様が、契約内容に間違った理解をしており、契約書面を解釈する際に誤認する部分があると認められたとき。

е お客様の人数がパンフレット等に記載した最小催行人員に満たないとき。この場合は、「4 / 27 ~ 5 / 6, 7 / 20 ~ 8 / 31, 1 / 2 / 20 ~ 1 / 7」に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 33 日前に当たる日よりも前に、また同期間において旅行を開始するときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって 23 日目に当たる日よりも前に、当該旅行の開始の通知をいたします。

ж スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のよう、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれがあると認められるとき。

з お客様の人数がパンフレット等に記載した最小催行人員に満たないとき。この場合は、「4 / 27 ~ 5 / 6, 7 / 20 ~ 8 / 31, 1 / 2 / 20 ~ 1 / 7」に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 33 日前に当たる日よりも前に、また同期間において旅行を開始するときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって 23 日目に当たる日よりも前に、当該旅行の開始の通知をいたします。

и お客様が第 4 項 10 号から 12 号までのいずれかに該当する事が判明した場合。

у 当社は本項「(1) ②ア」により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料をお支払いいたします。

## (2) 旅行開始後

### ①お客様の解除・払い戻し

ア お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄をみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ お客様の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合は、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供者に支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様の負担とします。

ウ お客様が旅行サービスの提供者に支払わなければならぬ費用があるときは、これがお客様の負担とします。

х お客様が旅行サービスの提供者に支払わなければならぬ費用があるときは、これがお客様の負担とします。

ж お客様が旅行サービスの提供者に支払わなければならぬ費用があるときは、これがお客様の負担とします。

и 旅行開始後であっても、次の項目に該当する場合は、当社はお客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の全部または一部を解除することができます。

а お客様が病気、あるいは必要な介助者の不在等その他の事由により、旅行の继续に耐えられない」と認められたとき。

б お客様が他の旅行業者に支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様の負担とします。

с 天災地変、戦闘、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれがあると認められるとき。

д お客様が第 4 項 10 号から 12 号までのいずれかに該当する事が判明した場合。

е 解除の効果および払い戻し本項「(2) ②ア」に記載した事由でお客様または当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払はされた旅行サービスの提供者に支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様の負担とします。

ж お客様が旅行サービスの提供者に支払わなければならぬ費用があるときは、これがお客様の負担とします。

и 旅行サービスの提供者に支払わなければならぬ費用があるときは、これがお客様の負担とします。

у お客様が旅行サービスの提供者に支払わなければならぬ費用があるときは、これがお客様の負担とします。

ж お客様が旅行サービスの提供者に支払わなければならぬ費用があるときは

エ 当社が本項「(2)②ア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

### (3) 旅行代金の払い戻しの期間

当社は、第13項（旅行代金の額の変更）の（2）（3）の規定により旅行代金を減額した場合、お客様もしくは当社が旅行契約を解除しない戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。

(4) 本項（3）の規定は、第19項（当社の責任）または第20項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行なうことを妨げるものではありません。

### 1.6. 旅程管理

当社は、旅行の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対し常に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

(1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約にしたがった旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

(2) 本項（1）の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、お客様の手配を行います。この際、旅行行程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

### (3) 保護措置

当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様が当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

### 1.7. 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

### 1.8. 添乗員

(1) 添乗員同行の有無はパンフレットに明示いたします。

(2) 添乗員同行する旅行においては添乗員が添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。

(3) 添乗員同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程に明示いたします。

(4) 添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。

(5) 添乗員は業務管理に万全を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法の定めから勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですでの、お客様各位のご理解とご高配をお願い申し上げます。

### 1.9. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。（損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限ります）

(2) 手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機、鉄道、バス、ホテル等）の手配を当社に代わって手配をする者（現地手配会社）をいいます。

(3) 当社の責任の範囲は、当社及び上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合に限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機、鉄道、バス、ホテル等）の故意・過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

(4) 当社としては、海外旅行保険のご加入を強くお薦めします。

(5) お客様が次に示すような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項（1）の責任を負いません。ア 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供のの中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ウ 官公署の命令、国外の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行の内容の変更、旅行の中止

エ 自由行動中の事故、食中毒

カ 盗難・詐欺等の犯罪行為

キ 運送・宿泊機関等の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮/遅延・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による障害治療費用、病気による死亡

亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用されません。ケ その他の、当社の関与し得ない事由

(6) 手荷物について生じた本項（1）の障害につきましては、本項（1）の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に賠償いたします。（当社または当社の手配代行者に故意または重大な過失がある場合を除きます）

### 2.0. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を利用し、お客様自身の権利、義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後においてパンフレット記載の旅行サービスを円滑に受けるため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されると認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者に申出なければなりません。

### 2.1. 特別補償

(1) 当社は第19項（当社の責任）が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定

により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故によって身体に障害を被ったときに、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規定第18条2項に定める品目については補償いたしません。※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用されません。

(2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダーライド、軽量運動力機（モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプローレン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項（1）の補償金および見舞金をお支払いいたしません。ただし当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3) 当社が第19項（当社の責任）を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部または全部に充当します。

(4) 当社はお客様の求めに応じて本旅行の日程から離れて行動するための手配を受けることがあります、この場合、当該別行動の旅行は手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別補償の適用はありません。

(5) 当社が、本項（1）に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

### 2.2. オプショナルツアーやまほは情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を收受して当社が企画・実施するオプショナルツアーやまほはの第21項（特別補償）の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。当社企画実施のオプショナルツアーやまほははパンフレット等で明示します。

(2) オプショナルツアーやまほはの企画者は当社以外の現地法人である旨をパンフレット等で明示した場合には、当社は当該オプショナルツアーやまほは参加中に発生した第21項（特別補償）で規定する損害に対するは、当社は同項の規定に基づき損害賠償金を支払います。ただし、当該オプショナルツアーやまほはの催行にかかる企画者の責任およびお客様の責任は、すべて当該オプショナルツアーやまほはが催行される現地法人および当該企画者の企画のためになります。

(3) 当社は、パンフレット等で「なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対するは、当社は第21項（特別補償）の規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

### 2.3. 旅行保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（たゞ次の①②を除き旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします）ただし、当該変更事項について当社に第19項（当社の責任）が発生することが明らかな場合には、変更補償金ではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金を支払いません。  
（ただし、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足（オーバーブック）が発生したことにによる変更の場合は変更補償金を支払います）

②当社は、旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変

イ 戰乱

ウ 異動

エ 官公署の命令

オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送

サービスの提供

キ 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

②第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

（2）本項（1）の規定に基づき変更補償金を支払ったとき、当該変更による変更の場合は、当社が旅行代金に10%を乗じて得た額を上限とします。変更補償金の額が1,000円未満ある時は当社は、変更補償金を支払いません。

（3）当社が、本項（1）の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社が第19項（当社の責任）が発生することが明らかにされた場合には、お客様は当該変更にかかる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその残額を支払います。

（4）当社は、お客様の有するクリエジットカードが無効であるまたは無効になり、お客様の旅行代金・取消料等の一部または全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

### 2.7. 旅行代金の返金に関するご注意

当社では、お客様のご都合による取消しの場合、および返金が生じた場合返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。

### 2.8. 空港諸税・燃油サーチャージについて

(1) 旅行代金には、空港諸税および燃油サーチャージは含まれておりません。（パンフレット等で総額表示して旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合を除く）空港諸税および燃油サーチャージは、旅行契約成立時ににおいて確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。それ以降の為替相場の変動による追加徵収、返金はいたしません。

(2) 上記にかかわらず、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には、当該時点における当社発券レートにて再度空港諸税・燃油サーチャージを元換算し、上記確定した日本円換算額との差額を追加徵収、返金させていただきます。（パンフレット等で総額表示して旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は、燃油サーチャージの増減による追加徵収および返金はいたしません）

(3) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申受けます。

(4) お申込みの氏名（スペル）の変更及び訂正について  
お申込みの際おびただし書き込みへの記入において氏名（スペル）はご旅行に使用されるバスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名（スペル）を誤ってお申込みされた場合、航空券の再発券、関係する機関への氏名訂正が必要になり、所定の取消料をいただきます。また運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない場合、旅行契約を解除し所定の取消料をいただく場合もございます。

### 2.9. お申込みの氏名（スペル）の変更及び訂正について

お申込みの際おびただし書き込みへの記入において氏名（スペル）はご旅行に使用されるバスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名（スペル）を誤ってお申込みされた場合、航空券の再発券、関係する機関への氏名訂正が必要になり、所定の取消料をいただきます。また運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない場合、旅行契約を解除し所定の取消料をいただく場合もございます。

### 3.0. 海外旅行危険情報について

ご旅行のお申込み後、ご旅行目的地に「渡航の是非を検討してください」以上が発出された場合、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。しかし、各種情報をもとにお客様の安全の確保および旅程管理が出来ると判断した場合には、旅行を催行いたします。この場合においてお客様の判断において旅行を取りやめられる場合、当社は所定の取消料をいただきます。

### 3.1. その他

(1) 海外旅行保険

病気、けがした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の支払を受けることは大変困難なため、ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

(2) お買物の手袋

お客様の便益をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することができますが、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手数はいたいのか思はずトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免責払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、土産店・空港で手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は諸法令により国外からの持ち出し及び日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

(3) マイページサービス

航空会社のマイページサービスに關わるお問い合わせ登録等はお客様ご自身で該航空会社に行なっていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなつた場合、理由の如何にかかわらず、当社は第19項（1）ならびに第23項（1）の責任を負いません。

### 3.4. 故事等のお申出

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程までお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

(5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレットの各コースの説明に記載している出発空港（国内線の特別料金設定のあるコース）で当社が承諾する国内部分を含めて募集型企画旅行契約が成立しているものについては、国内線の出発空港）を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。

(6) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(7) 契約書面（企画書面（ご旅行行程表含む）及び本ご旅行条件書）等に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は希望の場合は、当社へご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページからもご覧になれます。旅行者の依頼があれば旅行業務取扱管理者が説明を行います。電話番号：03-3903-7070